

債権者 各位

第4回債権者集会の質疑応答の概要

令和5年5月16日
破産者株式会社クレジエンテ外
各破産管財人 弁護士 岡田 隆

破産者株式会社クレジエンテ及びその関連会社の第4回債権者集会は、令和5年5月16日午後2時00分から東京地方裁判所において開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、ご出席を見合わせた債権者もおられると思われることから、第4回債権者集会において債権者から頂いたご質問と、それに対する破産管財人の回答の概要について、以下のとおり報告を申し上げます。

1、(質問) 株式会社クレジエンテは、私募債の利息から源泉所得税等を徴収していましたが、これらは源泉徴収だけして納税していなかったということでしょうか。

クレジエンテの従業員の説明では、税金は支払っているとのことでしたが、それは虚偽であったのでしょうか。

(回答) クレジエンテは、当初は、支払義務のある公租公課について納税をしていたようです。

しかし、破産直前期には、多額の公租公課を滞納するようになっており、令和3年6月には国税庁から滞納処分としての差押を受けていました。これらの滞納公租公課には、会員から徴収した源泉所得税等の未納も含まれていました。クレジエンテの従業員がどのような説明をしていたのかについては把握できていません。

(以上)